

# ケースワークの事例研究Ⅰ

## ——「社会福祉援助技術」授業への適用——

高田 隆

### 概要

福祉系の学校の授業で取り上げるケースワークの事例は、主に「バイステックの7原則」に基づいたものが提示され、解説されるが、社会福祉士を目指す学科と保育学科では基本は同じでも、内容は異なる。これは福祉分野の中でも担当領域が異なるからである。

今回は、保育士養成校における保育士資格取得のための演習授業「社会福祉援助技術」において、より適当と思われる事例とその取り上げ方について考察する。

### 1. ケースワークとは

直接的に対人援助活動を行う技術のうち、子ども個人とその家族を対象に対応していく場合をケースワーク（個別援助技術）という。この個別援助技術の代表的処遇方法の一つをソーシャル・ケースワーク（social case work）、通常は略してケースワークという。

ソーシャル・ケースワークを直訳すると「個人または家族の問題を社会的な面から個別事例的に扱う仕事」という意味だが、このような本来的な意味から定義すると、ソーシャル・ケースワークとは、「生活を営む上で、何らかの困難な状況に陥っている個人やその家族のもつ状況の特殊性をよく理解して、問題解決のために、社会福祉のさまざまなサービスの提供を通じて個別的に援助すること、あるいは、そのプロセス全体」ということができる。

この場合の援助には、困難な状況のために心理的に不安定な状態に陥っている、または、問題行動の心理的な病いの状態にある子ども本人やその家族を支えながら援助するという心理的側面と、同時に社会のさまざまなサービス資源を活用することで、子ども自身やその家族をとりまく環境を

再調整して、具体的な解決策を提供していくという社会的側面があり、ケースワークにはこのような2つの側面からの心理・社会的なアプローチを考えることができる。

ケースワークの起源は、19世紀後半のイギリス社会で成立した（注）慈善組織協会（Charity Organization Society）の友愛訪問活動である。そして20世紀初頭のアメリカで科学的に理論化、体系化されて発展したものである。

### 2. ケースワーク関係

ケースワークでは、援助を行う人をソーシャルワーカー（Social worker）、あるいはケースワーカー（case worker）といい、何らかの問題や困難を抱えて援助を必要としている人をクライエント（client）という。ケースワークを具体的に展開するには、ケースワーカーとクライエントとの関係性が重要であり、この関係性を「ケースワーク関係」という。

バイステック（Biestek,F.P）は、このケースワーク関係について、援助関係を構成するのは、ケースワーカーとクライエントの間に生じるお互いの情緒や態度による相互作用であるとし、ケースワーカーは自らの感受性を育てるこによってク

ライエントのニーズとその情緒への影響や表現の仕方を捉えることが重要であるとしている。

クライエントの情緒や態度の傾向は、心理的・社会的な問題を抱えるクライエントの「誰もが共通にもっているニーズ」から生じており、そのニーズとは次のようなものである。

- ①一人の人間として認められたい、一人の個人として接してもらいたい。
- ②怒り、悲しみ、不安などの感情を表現し解放したい、ありのままに表現したい。
- ③共感的な反応を得たい、自分が表現している気持ちに好意ある理解と応答がほしい。
- ④価値ある人間として受けとめられたい、人として尊ばれたい。
- ⑤一方的に非難されたくない、自分が直面している問題について、善悪の判断をして欲しくない。
- ⑥問題の解決策を自分で選択し、決定したい、自分の生活や一生に関するることは自分で選択し、決定したい。
- ⑦自分の秘密をきちんと守りたい、自分に関することは必要なこと以外なるべく人に知られたくない。

というものであり、ケースワーカーはこれらのニーズを感じ取り理解して、それらに適切に反応する必要があるとしている。そして、それぞれのクライエントのニーズに対応した「ケースワーカーの行動原理」として次のような7つの原則をあげている。

- ①個別化の原則
- ②意図的な感情の表出の原則
- ③統制された情緒関与の原則
- ④受容の原則
- ⑤非審判的態度の原則
- ⑥自己決定の原則
- ⑦秘密保持の原則

### 3. 「社会福祉援助技術」授業への適用

これらの原理・原則に関わるケースワークの事例は数多くあるが、例えば社会福祉士を目指す学科・コースの学生と保育士養成校の学生とは福祉の仕事分野が異なるため、授業における事例の提起の仕方や学習内容も細かい部分で異なる。最近では保育士養成校向けのテキストも多く出ているが、今回は（I）としてあらためて私のこれまでの現場経験や大学・専門学校での授業経験などから、ケースワーク理論に合致し、保育の現場で活用できるような適切な事例を述べていきたい。

#### ケースワークの事例

バイステックの7原則に基づいた事例と、最近増えてきている問題の事例を提示し、その解説をしながらケースワークについて考えていきたい。

##### 1. 「個別化の原則」の事例

これは、事務的に扱ってもらいたくない。一人の個人として接してもらいたいという気持ちを大切にする原則である。

(事例) 父の失踪、母の疾病による家庭の危機に際しての保育所の援助

ある冬の月曜日の朝、S君(4歳)、Mちゃん(2歳)の母から電話があり、「今日は私(母親自身)の病気が悪くなって、子どもを送りにいけないから休ませます。当分送り迎えができそうにありません。」と力のない声で電話がかかってきました。S君の担任が電話に出て「お父様は」と聞くと、「先週の金曜日の朝、家を出たきり帰りません。行き先も思いあたらず、私(母親)はまた病気がぶり返して、公衆電話まで歩くのがやっとです。ご心配をかけるといけませんので、子どものお休みのことだけお届けします。」とのことでした。この母親は半年前に肝炎で入院し、退院後も病床に

つく日が多かったです。母の病気の理由でS君、Mちゃんの兄妹は保育所の措置児となっていました。父は会社員で、母の入院中は二児の送り迎えもしていましたが、時々外泊があり、母は自分の病気に加えて父の素行についての心痛や経済的な苦労でかなり衰弱していました。しかし、母親はそのような環境でも几帳面で節度ある態度をとり、病気の体をおしてSとMの欠席の届けの電話をかけてきました。

担任の保育士は、電話の切迫した調子から一刻も放つおけないと感じたが、保育が始まる前ではクラスを離れられないで、すぐに事情を主任保育士に報告した。主任も兄妹の家庭状況は以前から知っていたので、すぐに家庭訪問をしたところ、木造アパートの一室は薄暗く、その隅に病気の母と幼い兄妹の3人が毛布にくるまって寒気をしのいでいました。「ストーブは」と聞くと「石油がきてたけないのです」との答えでした。「お父様はどういう事情でお家を出られたのですか」と聞くと、はじめて遠慮がちに家庭の状況を話しあじめました。父親は、前週の木曜日が月給のはずだったが夜遅く帰り、「今日は会社の都合で月給が出なかった」といい、そのまま金曜の朝出かけて帰らなかった。土曜日になって会社に問い合わせると、「木曜日に確かに月給を渡したし、金曜日、土曜日と続けて無断欠勤をしている」との答えでした。母親は、病気をおして、土曜、日曜の2日間、知人や父の勤務先の同僚などをたずね、行き先をさがしたがわからず、かわりに妻が病気で毎日帰宅しても面白くないと言っていたこと、ほかに愛人がいるらしいこと、たぶんその愛人と一緒に月給の全額をもって失踪したのではないかという推測など、色々の情報を耳にしました。母親は過労と精神的ショックのために病気が悪化し、起きられなくなってしまった由、しかも手持ちの現金は数百円で、貯金などもすべて引き出されていました。

主任保育士は、この状況を一つずつ打開するた

めに援助をはじめました。まず、将来離婚裁判場合にまでもちこまなければならない場合を考えて、父親の捜索願いを警察に出すように勧めて、かわりに届け出の労をとり、あわせてその地区的福祉事務所に応急救護の依頼をしました。このケースは、すぐに職員全体で討議され、所長、主任保育士、担任保育士が分担して援助への糸口を開くことにし、所長はまず当面福祉事務所へ生活保護と医療扶助の申請をうけるように母親に勧め、必要ならかわってその手続きをとること、主任保育士はたまたまその家が通勤の途中にあたるので、当分2児の送り迎えを引き受けることと、その機会に母親の相談相手になること、担任保育士は主として子ども側に働きかけ、精神的なショックから立ち直らせるよう、自由遊びの場面でもつとめて相手になって、元気づけることなど、当面の援助の方針を決め、ほかの保育士もこれに協力し、とりあえず石油やパンを買うためのお金をカンパするとか、さまざまな方法で母子を励ました。幸いなことにこの母親が成熟したパーソナリティをもち、他人の好意やアドバイスを快く受けながらも、自分の力で家庭をたてなおそうとする意欲がみられ、そのためには自分の病気を早く治すことが大切と考えて、意外に早く冷静で安定した日常の生活に戻ることができました。しかし、肝炎自体は経過が思わしくなく、再入院の必要が生じました。保育所長はここで児童相談所への措置の申請を行い、母親の回復まで2児を養護施設に入所させることを決定しました（このケースでは、家庭は崩壊したわけではなく、むしろ精神的には正常な母子家庭として再建されつつあるので、できれば居宅保護を続けたかったが、母の病気回復までの短期間措置としては施設入所より他に方法がなかった）。

翌日から養護施設に行くという日、S君とMちゃんの兄妹のクラスでは担任の保育士がそれをおやつの時間に子どもたちにそのことを簡単に知らせました。S君のクラスの子どもは、「Sちゃ

ん、お母さんが元気になつたら、すぐ保育園に帰つてくるんだね」「Sちゃん、がんばってね」「Sちゃん早く帰ってきてね」などといい、「Sちゃんを励ます会」に発展していきました。「さよなら」とはいわず、「いってらっしゃい」と言って送り出すように保育士も指導しました。

6ヶ月間母親は入院していましたが、気分の良いときには古い布を集めて雑巾を縫い、20~30枚まとめて子どものいる養護施設へ贈ったりしました。毎月一度は丁寧な手紙で自分の病状を知らせ、子どもたちをよろしくと書き添えてありました。養護施設長から保育所長に、「こんなに行き届いたお母さんは初めてです。」との感想も聞かされました。

その後母親の病気全快とともに、就職口を自分でさがして、子どもを施設から自宅へ引き取り、SとMの兄妹は7ヶ月ぶりに保育所に帰ってきました。そのときの母子と保育士と園児たちの喜びは言うまでもありません。S君は旅行から帰ってきたときのように、養護施設での日常のたのしさをみんなに話して聞かせました。

一年余の後、父親は北海道で愛人と一緒に暮らしていることがわかりましたが、家庭裁判所の調停による離婚が成立し、子どもの養育料は東京にいる父親の兄が立て替えて月々送るようになりました。母親は病後、しかも30歳過ぎての就職なので、保育所職員も心配しましたが、幸い事務系に配属され、持ち前の人柄が買われて、職場でも張りのある生活をしています。兄のSは現在小学校2年生、妹のMは5歳児クラスにおいていずれも健康で明るい子どもに成長しています。

#### (解説)

この事例は子ども自身の問題というより、子どもの家庭の危機に際しての援助の事例である。これはむしろ保育所本来の機能を越えていて、民生委員から福祉事務所へ通知されるケースかもしれない。しかし、都市においては、家庭と近隣のつ

ながりがうすく、民生委員も福祉事務所のワーカーも各家庭の内部で起こる急激な変化を把握することがむずかしいのである。ここまで保育所の仕事と考えなければならないか否かは問題であるが、事実、保育所の所長・主任・担任保育士のケースワークで援助の最初の糸口をひらき、そこから家庭全体が立ち直るケースも少なくない。

この事例は、父の失踪、母の病気、経済的困窮と度重なる不遇な条件のなかでも、子ども自身の心身の健康は保たれ、家庭の崩壊を避けられたむしろ幸せな事例である。その主な原因是母親の成熟したパーソナリティによるものが多い。

「個別化」とは、利用者の性格、生育歴、環境、能力などにもとづく個別性を理解し、個別の問題としての独自性、特殊性に配慮して援助することをいう。同じような問題であっても、問題の起きた背景は、その人固有のものであり、環境との相互作用によってもたらされ、つまづいたり解決したりしている。利用者も、他の人とは違う人間として個別的に接して欲しいという欲求をもっている。利用者にとってよい援助をめざすならば、利用者の個性を尊重することである。

#### (事例) 外国人として見知らぬ国で暮らすフィリピン女性

「夫の海外勤務中にフィリピンで国際結婚をして、日本にやってきました。まったく日本語ができないので近隣の人々との交流がもてず苦しい日々を送っていました。天気の良い日は、時々近くの保育園で子どもの遊ぶ様子を見て、我が子の年齢の近い子どもの服装やおもちゃなどを観察するようになりました。その日も地域の保育園を親子で埠越しにのぞいていたら、園長先生が手招きしてくれたので園庭で遊ぶことができました。子どもは大喜びでかけずり回り、私も満足でした。何回か遊びにいくうちに、園長先生から「日本語教室」を紹介されました。日本語を習いに行く週

2回子どもを預かってくれることになり、親子ともども元気が出て、生活に張りが出るようになりました。教室にきている母親たちと困っていることを相談したり、さびしさを共有でき、友達と出会える場にもなっています。片言の日本語を使えるようになりました。」とうれしそうに話していました。

#### (解説)

外国人として見知らぬ国で暮らすストレスが察せられるが、保育サービスが功を奏した例である。

性別、障害の有無、人種、宗教などによる差別の言動をとってはならない。利用者を個別的に理解し、ワーカーの価値観で判断しないことである。

### 2. 「意図的な感情の表出の原則」「統制された情緒関与の原則」の事例

「意図的な感情の表出の原則」は、怒り・悲しみ・憎しみ・不安・喜び・安心感など自分の気持ちをありのままにあらわしたいというという気持ちを尊重した原則である。

「統制された情緒関与の原則」は自分があらわしたい気持ちについて、好意ある理解と応答がほしいという気持ちを尊重するものである。

#### (事例) 突然、特別養護老人ホームに入所しなければならなくなったTさん

特別養護老人ホームに入所したばかりのTさんは、身体に障害が残ったため、在宅での生活がむずかしなり施設入所となりました。64歳でまだ社会で働く意欲のあったTさんはと突然の人生の方向転換に、やり場のない怒りやくやしさを職員に対して不満、不信としてぶつけてきました。職員の対応の仕方、言葉遣いを一つひとつ批判し、また他の高齢者たちを拒否的にしか見ることが出来ませんでした。「とんでもないところへ入れられてしまった。」と福祉事務所のケースワーカーさえも

非難していました。

そのTさんと面接者は、施設を利用しなければならなくなつたきさつを話し合い、そして現実をもう一度見直そうと試みました。その上で、具体的にこれから的生活の仕方を検討するために、障害の残された今の状態で、できることとできないこと、また施設のリハビリテーションなどのサービスを利用することによって、今後改善していくことについて、理学療法士の協力を得ながら話し合った。これらの目的をもつた話し合いの中で、Tさんには今の気持ちを遠慮なく話してもらうように時間をかけて働きかけていきました。

「まさかこんなに早くに老人ホームの利用者になろうとは思っていなかった。」という腹立たしい気持ち、情けない気持ち、家族への思い、職員への願いなど、どんな感情をも受け入れていく態度で積極的にかかわっていくと、ある日Tさんはポツリと「こんなふうにまわりの人ばかり批判し、文句ばかり言っている自分がつくづく情けない、いやになる」とつぶやきました。そういう今の自分に気づいたところから、今の環境の中で何ができるか、どんな可能性を見つけだしていくか、Tさんとの現実的な話し合いができるようになりました。将棋が好きだというTさんの話を理学療法士に伝えることで、その後Tさんはリハビリ室で将棋相手を見つけることができ、歩行練習をかねてリハビリ室通いが生活の楽しみとなっていました。仲間が増えることで、他の活動、行事への参加意欲も増し、今では「同じフロアーの人の名前は全部覚えたよ」と自慢げに話すようになりました。

#### (解説)

保育士資格をもって特別養護老人ホームに勤めることは稀であるが、知的障害・身体障害の児童の施設や更正施設等に勤務することは少なくなく、こういう事例も大切である。

ここでは、Tさんの「どうせ誰に話したところ

で今の自分の気持ちはわかってもらえない」という閉ざした心に対して、感情を（否定的なものも含めて）遠慮なく表現できるように働きかけ、一種のカタルシスに近い効果を生んでいった。

Tさんは言葉で感情を表現し、面接者に聴いてもらうことで、もう一度今の自己を現実的に見直すきっかけを得た。

この感情の表現は、とくに面接の初期の段階で意図的に行なうことが大切である。その段階を経て、自己の周囲の状況について冷静に話し合う段階に進むことができる。

時折、他のケースでも聞く「聴いてもらつただけでも、気持ちが楽になった。」というクライエントの言葉は、適切な感情の吐露と聴き手の共感的態度は、クライエント自身が混乱した状態から脱し、主体的に変化していく機会を提供するものと考えらる。また、親身になって聴く人が周囲にいる（クライエントのネットワーク内にいる）ということは、面接による援助の関係が終了した後でも、クライエントの安定につながるのである。

#### （事例）我が子が自閉症と診断された母親の苦悩

2歳のころまでは片言で親と話していたK君は、その後会話をしなくなり、独り言が増え、さらに物へのこだわりが強くなってきました。折りしも保健所の3歳児健診で、「自閉的傾向を有する可能性がある」という結果を受けて、専門の病院で検査を受けたところ、やはり「広汎性発達障害（自閉症）」と診断され、夫や夫の母親（姑）から、「母親の育て方が悪かったから自閉症になった。」という非難を受け、さらに、親戚中からも同じような非難を受けました。母親のSさんは、何度も母子心中を考えましたが、子どもがかわいそうできませんでした。

Sさんの実家の母親が今後のことを考え、Sさんと渋る夫とK君と一緒に地域の総合リハビリテーションセンターの児童相談窓口を訪れると、

対応したワーカーは母親の表情を見て何かを感じ、「おかあさん、だいぶお困りのようですね。力になりますので今日は遠慮なく何でもおっしゃってください。」と言いました。その言葉を聞くや否や、母親は大声で泣き、それからこれまでの経過を話し始めました。ワーカーは一つひとつ相づちをうちながら聞き取りました。そしてワーカーは自閉症の原因に対する誤解を解き、これまでの夫の態度を本人に確認して叱責すると夫は、「すまなかつた。」とSさんに涙ながらに謝りました。そして、「今後はKのために夫婦で療育を進めていく」と約束しました。

後日Sさんは、自閉症に関する知識を得ようと書店で自閉症に関する本を読んでいると、殆どの専門書に「自閉症の原因是、先天的なもので、親の育て方が主原因という説は今では完全に否定されている。」という記述がありました。何で早く気がつかなかったのかと悔やみました。

#### （解説）

自閉症の原因是、今では「親の育て方（後天性）ではなく、先天的なもの」という見解が大勢をしめているが、「先天性と後天性の両方」という考え方もある一部にある。そうでなくとも母親は「自分が健康体に生んであげなかった。」と自責の念でいっぱいになり、周囲の理解がない場合にそのことを誰にも話せずに苦しんでいる場合が多い。障害の知識のあるワーカーが母親の「苦しい」感情を吐き出させ、受容し、そして（障害に対する誤解があるにせよ）責任を母親に押しつけている周囲の家族・親戚を叱責することで目をさまさせ、母親を安定させることで、家族がK君の療育に向けて一丸となり、良い方向へと向かっていくのである。

### 3. 「受容の原則」「非審判的態度の原則」の事例

「受容の原則」は、人として尊ばれたい、価値ある人間として受け入れられたいという気持ちを

考慮する原則である。

「非審判的態度の原則」は、自分が直面している問題に対して、善悪の判断をしてほしくないという気持ちを尊重するものである。

#### (事例) 中学1年の息子、J君の盗み

Gさんの家族は、妻のH子さんと子どものI君（高校1年）、J君（中学1年）、K君（小学校4年）、L子ちゃん（小学校2年）、M君（4歳）、Nちゃん（2歳）とがいます。児童相談所が援助を始めたきっかけは、J君の盗みであった。Gさんは、一家8人を支えるために電気溶接工として大企業の工場に勤務しています。しかし、下請け会社の社員であるために給与も日給月給制であり、収入は安定していない。そのため、遅出や夜勤をこなし稼げるときは少しでも収入をあげざるをえず、アパートも夜勤などをこなす都合上、工場近くから動けないでいました。その間、子どもが次々と生まれ、結局6畳一間と台所、トイレのアパートに8人家族が寝起きしている現状である。児相のワーカーも、アパート全体の建て替えの話もでてきており、GさんやH子さんとも話し合って、H子さんと新居探しをしている段階である。しかし、Gさんの仕事の都合上あまり交通の不便なところには行けないこと、子どもが多いためアパートを新規に借りることは非常に困難であるので、今回事例で紹介する学校の先生とのかかわりの段階ではまだ、6畳一間のアパートで一家が生活していました。

児相は、J君の件で援助を開始していましたが、この家族と関係が深まるにつれ、K君とL子ちゃんがあまり学校に行っていないこともわかつてきました。K君の担任の先生は熱心な先生で、このところ毎朝のように出勤途上Gさんのアパートに立ち寄り、学校にK君を伴ってくれていました。もちろん、こういう対応をしてくれる先生は、貴重な社会資源として、児相のワーカーも日頃から

連絡をとっていました。ある日、この先生から児相のワーカーにGさん一家のこと話したいから学校に来てほしいとの連絡がありました。児相のワーカーが学校に赴くと、この先生はワーカーに最近K君にも盗みの行動が見られるとして、「あの家の親は、子どもをきちんと育てることはできないから、早く子どもたちを施設に入れた方が良いのでは。」と言い出しました。ワーカーが理由を尋ねると、「自分は毎朝K君を迎えに行きますが、いつも万年床で雨戸も閉め切ったままです。朝は、布団をあげ戸を開けて空気を入れ換えるのが当然です。こんな当たり前のことができないのだからです。」とのことでした。

この先生の発言に対して、児相のワーカーは次のように説明しています。「父親のGさんは、一家を養うために遅出や夜勤を繰り返しており、いつも夜遅く帰ってあるいは明け方疲労して帰ってきます。母親のH子さんは、一家の稼ぎ手であるGさんを少しでも長く寝かせておきたいと思い、布団もあげず、雨戸も開けていないのではと思われます。なぜならば、布団をあげれば、布団を出したあと押入に寝かせている小さい子どもが起きてしまい、うるさくするし、雨戸を開ければ工場地帯のため、道を行き交う車の騒音が激しいのです。」

児相のワーカーが訪問するときは、もちろん雨戸も開いていますし、布団もしまってありました。それどころか、毎回共同廊下においていた洗濯機が回っています。たしかにJ君の盗みもあり、その後始末や幼い子どもの世話を手をとられて、K君やL子ちゃんに手がまわっていない部分はあります。しかし、こうしたがんばりをみせているGさんやH子さんへの肯定的評価が必要なのです。

#### (解説)

この事例の場合は、学校の先生の発言が問題であったが、しかし、現場実践のなかでは社会福祉の仕事に従事する者が自分の価値観や一般常識に

縛られて、利用者に対して評価（おおむね否定的評価）を下してしまうことが多いことも事実である。「決めつけ」「価値観の押しつけ」は、利用者との溝を深めるばかりでなく、援助も一方的なものになってしまうか、あるいは問題解決の道筋からはずれた懲罰的処遇や援助の放棄につながる。ワーカーとして自分が自分自身の生活歴の中で、どのような生活文化と価値意識を形成してきているかを認識することは、専門職に要求される自己覚知の前提である。同時にワーカーとしての自己覚知は、自分が勤務する社会福祉機関・施設（それが利用者に援助を提供する根拠となっている）の社会的機能と限界を認識することでもある。

利用者を非難するのではなく、理解することは、バイステックの7原則では、「非審判的態度の原則」として述べられている。しかし、「受容」や「非審判的態度」も利用者のパーソナリティや事実を単に受け入れるだけにとどまつてはならず、問題状況の社会的背景、問題と利用者の生活との交互作用を明らかにする作業が必要である。

この事例では、児相のワーカーがこの作業を行っています。ワーカーは、学校の先生が一般常識に基づいて非難したGさん一家の生活習慣を、住宅と労働問題を基盤とした生活困難の中でH子さんが行っている生活上の工夫として理解し、受容している。児相のワーカーはさらに、Gさん一家を支える社会資源の一つである先生にもこうした理解を求める学校側の受容も促していくようしている。個別援助技術は、利用者との直接的対応だけでなく、社会資源の利用に関する援助や社会資源間の調整なども含んでいる。今後、この家族にかかる社会的機関は、児相をはじめとして学校、警察、福祉事務所などが予想されるが、すべての機関が連携をとりながらサービスを提供していくためには、一致した問題認識と受容が必要となってくるからである。

#### 4. 「自己決定の原則」の事例

これは、自分の生活や一生に関することについては、自分で決定し、自分で選択したいという気持ちを考慮する原則である。

##### (事例) 暴力を振るう夫

夫の暴力に耐えかねて8ヶ月の男児をつれて、保育園で親しくなった友人宅に一晩お世話になったAさん。このまま別れてしまおうか、やり直そうかという悩みを主任保育者にうち明けました。これまでも夫は、夜間子どもが泣くとうるさがり、母子を外に押しだし家に入れてくれなかつたといいます。雨が降って来たときは、スペアキーを探し出し、車の中で夜を明かしたこと也有つたそうです。泣きながら話す姿にどんなに辛かったことであろうと共に感し、「これからることは、よく考えましょう。」と励ました。

##### (解説)

離婚問題は当人同士、十分な話し合いを前提にしながら、よき聞き手として本人の気持ちの整理を援助するのが良い。また、この事例では、「意図的な感情の表出」を「受容」し、「統制された情緒関与」的な対応が出来ている。

さて、「自分で決めなさい。」「あなたのいいようにして良いですよ。」というのでは、自己決定に結びつかない。尚、自己決定でワーカーがしてはいけないことは次のようなことである。

①「私が責任をもって解決します。」とか、「私が未熟なためにうまくいかず責任を感じています。」などとワーカーの責任を強調することがあるが、そのようなワーカーの態度は、利用者の自己決定を妨げることになる。

②一般論で説教をしない。

③直接、間接に利用者を操縦しない。「私が話をつけておきましたから……」というのでは、自分で問題解決の道を切り開き、自己決定を進める

意欲を弱めることとなる。

#### (事例) 母親のいないF男

妻をガンで失ったCさんは、幼稚園児5歳児F男の面倒を実母（70歳）を田舎からよんでみてもらっていました。

大工のCさんの仕事場がだんだんと遠くなり、現場に泊まり込むため、何日も帰れない日が続きました。慣れない都会暮らしもあり、実母は6ヶ月の後、高齢とストレスにより夜も眠れなくなつて、F男の小学校入学の2週間前に、田舎に帰ってしまいました。Cさんは仕事を休み、F男の入学式に出席し、記念写真を撮ったり、赤飯を買ってきて祝ってあげました。3日後、勤め先から早く仕事に戻るよう催促があり、アパートの隣の主婦にまとまったお金を託し、F男にはその日に使うお金を持たせることにして、CさんはS県の現場に戻っていました。

数日後、夜10時ごろ一人で父親の帰るのを駅で待っているF男を見かけた幼稚園時代の担任がF男から事情を聴き、間もなく電車から降りてきたCさんに会い、翌日家庭に訪問する約束をして別れました。

知り合いの小学校の養護教員と一緒にCさん宅を訪ね、「○○市の児童養護施設が○県の海岸近くにあり、よいところだから利用してはどうか」とすすめてみました。Cさんは、即座に断り、「施設利用は何度も考えたが自分で育てたい。それが今の自分の生き甲斐であり、希望である。」と言いました。そのために今の仕事が終わったら、仕事を選んで、収入が減っても子どもと暮らせるようにしたいと話されました。

#### (解説)

援助をする場合、何かをしてあげる、私がしてあげなければ、と力みすぎて利用者のペースで一緒に歩むことを忘れてしまうことがある。援助の

基本は利用者とワーカーの心の分かち合い、つまり共感すること、相手の立場に立って受け止める態度が重要になります。

この事例の援助は、相談の進め方の基本が守られていない。まず、Cさんの話を傾聴して「これからどうしたいのか」「どんな気持ちでいるのか」を確認して受容し、Cさんの問題と感情に共感し、自分の気持ちを表現できるように引き出す役割を果たさなければならなかったのである。その上で問題に関するサービスの情報を提供し、熟慮のうえCさんが自己決定することを援助する、という手順を経る必要があった。

本人の「育てたい」という気持ちを大切にし、それをきっかけにして親子の絆を深めるような援助が求められる。援助を必要とする人が、自分でできることを探し見守っていくことが重要である。

また、個別性の尊重という面では、今Cさんが大切にしていることは、F男との生活で、妻と暮らしたこの地でF男と暮らすことが生き甲斐になっている。そのなかで何が問題か、何を解決すれば良いかを考えることが大切である。

父子家庭のCさんにとって、これから母子家庭とは違った援助が必要になるであろう。Cさんは仕事人間であり、生活技術も十分でないため家事援助、育児に関する援助が求められている。Cさんもそれを心配していたので、担任は「父子家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ）」という、父親が仕事などで長期間にわたり帰宅が遅くなる場合、児童養護施設などで食事や入浴の世話をするとともに生活指導を行うサービスを紹介し、考えてみるように提案した。

その後Cさんは、しばらくは自分でがんばってみると決意し、仕事に育児に励んでいる。

#### 5. 「秘密保持の原則」の事例

これは、自分に関するることは、人に知られたくないという気持ちを尊重するものである。

### (事例) 保育園在職 2 年目の保育士 S さんの失敗

Sさんは、在職 2 年目を迎えました。仕事にも慣れ自信もついてきたために、母親たちからも様々な相談をされることが多くなりました。なかには家庭不和の深刻な相談もあり、担任の F 男の母親の相談にも乗っていました。Sさんは毎日その日にあったことを夕食の席で話すのを習慣にしていましたので、相談の内容がいつも家族に伝わっていました。

家は食料品店を営んでいましたので、たまたま F 男の母が買い物に来て、Sさんの母から励まされ、仰天して園長に抗議したため、園の信用問題に発展してしまいました。謝罪をしたが許されず、F 男一家は引っ越してしまい、Sさんは責任を感じて退職してしまいました。

#### (解説)

たとえ家族であっても、職務上知り得た内容を決して他にもらさないという信頼があるからこそ、ワーカーの介入が許されている。相談内容はもちろんのこと、家庭訪問で見聞したこと、職務で知り得た情報の秘密保持は、たとえ悪意のない動機であっても守るべき重要な事柄なのである。

## 6. その他の問題別事例

### 1) 発達の遅れを持つ子どもと親への援助

#### (事例) 環境により言語や行動の遅れた子どもの指導

—子ども自身に心身の障害がなく、主に、家庭環境の影響で言語の発達の著しい遅れやそれに伴う不適応行動がみられた保育所入所児の例—

#### (A) 保育所入所時の状態

K(男児)、入所時は 3 歳 0 ヶ月。状態は下記の通りでした。

- ・言語—自分のことを「チータン」という以外、ほとんどしゃべらない。何か言ってもはつきりしない。
- ・行動—ことばで意志表示ができないために自分がほしいものがあると、いきなりひっかき、かみつき、たたくなどの方法で手に入れる。順番などがまったく待てず、友達がおもしろそうに遊んでいるとかならずそのおもちゃをとりあげてしまうが、手に入れても遊び方がわからず、手にもつことで満足している。
- ・生活習慣—食事は好きなもの以外は口に入れないと。睡眠は、夜 11 時か 12 時まで眠らず、朝は 8 時過ぎに起きる。保育所での昼寝もほとんど眠らず、ふとんの上でごろごろして、友達をつついたりする。

K君の場合、一見かなりの不適応行動が目立ちましたが、いろいろのものに対する反応を見ると、知能はほぼ正常であり、また嘱託医の検査の結果、聴力や発声器官の異常、そのほか、心身の生得的な異常がないことがわかりました。そこで、むしろ原因は家庭環境にあるのではないかと考えて、たびたび家庭訪問を行いました。

#### (B) 家庭との懇談

Kには 3 歳年長の兄がいたのですが、K が 0 歳のとき、親がちょっと目をはなした間に、兄は自宅の付近で交通事故にあり、即死してしまいました。K はこのとき以来一人っ子になり、以後、父母は K のけがなどを極度におそれ、2 歳過ぎても赤ちゃん扱いし、ほとんど家の外に出さないようになり、入所するまで友達と遊んだ経験はほとんどありませんでした。

父はトラックの運転手、母はパートタイムで近くの工場に働きに行くようになり、1 歳過ぎると K はたいてい父の運転するトラックのなかで終日すごすようになりました。このように、他人との接触の極度に少ない環境の中で、行動範囲も狭く、また、生活習慣を身につける機会もなく育ったため、前記のような発達の遅れが生じたのだという

ことが推察できます。

そこで担任保育士は、母親に働きかけて、次のこと協力してもらうように頼みました。

- ・3歳になったKちゃんを認めてあげる。
- ・お母さんから赤ちゃん言葉を使うのをやめて、わからることでもKちゃんが口でいうまで待ってあげる。
- ・夜、お母さんが抱いて寝ることやテレビの子守歌で寝ることはやめ、むしろ子守歌を歌ってあげる。
- ・生活のテンポを保育所の方で徐々に年齢にふさわしくすすめていくので、協力してもらう。

#### (C)保育所の生活の導入

はじめに保育所でのKの生活を観察すると好きな遊びは、手押し車（荷物を積んで黙々と遊ぶ）、粘土遊び、積み木などでした。これらの遊具で、一人黙々と遊び、保育士が働きかけても反応がありませんでした。しかし、一人遊びにかなり長い時間集中することができるし、また、意欲も見られました。

そこでともかく、保育所に慣れるまではこの「一人遊び」を十分にさせることにしました。そのうちに次第に周囲の子どものやることに興味を持ちだし、一人遊びのなかに「まね」が見られるようになりました。しかし同時に、友達の遊びを邪魔したり、玩具をひったくったりする行動はむしろ増え、ほかの子どもとの間に衝突が絶えませんでした。

最初、Kの乱暴に驚いていたほかの子どもたちも、対抗して防ぐようになり、Kはいつもほかの子から「いけないんだぞう。」と言われて泣くものの、やはりものも言わずに玩具をとりあげることはなかなか止まりませんでした。

保育士はたびたびKを含めた全体の話し合いのなかで、「ほしいときは口で言うこと」「力づくでとったり、かきまわさないこと」などをわからせようと努力したがKの行動はあまり変化がありませんでした。

#### (D)遊びのおもしろさへ

3人の担任保育士は、いろいろ思考した結果、Kは遊ぶ方法も知らず、また、友達と遊ぶ楽しさを経験したことがないから、玩具をとりあげたり、他の子の遊びをこわしたりするようになること、しかし、一人遊びに熱中できる点やほかの子への関心はかなりあることなどから、知能の遅れや、自閉的傾向などによるのではなく、これまでの生活経験の特異だったことに原因があることを確かめました。また、言葉の遅れも、友達との交流が多くなれば次第に正常になると推測しました。

そこで保育士は、Kの指導方針として、暴力をやめさせることより、楽しく遊べるようにすることにポイントを置き換えました。

入所後、3ヶ月経ったある日、Kは「先生、みて、キチャ」と保育士の手を引っ張ってみせようと呼びかけにきました。積み木を一人でならべ、汽車にしていました。保育士が

「先生も乗せてくれる?」と聞くと「うん」と言いました。次に「お友達も乗せてね」と言って、2,3人の子が汽車に乗せてもらいました。

そのうち一人の子が「今度ジドウシャね」と言い出したので、保育士がグループから抜けて見ていると3人でなんとか遊べるようになりました。

次に跳び箱を誘ってみました。「ほら、1, 2, 3、Kちゃん上手じゃない。」と言うと「ウワハハハ」と嬉しくてたまらないようにKは笑いました。「もう一度やる?」と聞くと「うん」と今度は一人で跳びました。こんなことが契機で友達のなかへとびこんでくるようになりました。

言葉の遅れについては、次の問題と考えていたのに、友達と遊び始めるにつれ、次第に言葉の数も増えてきました。

#### (E)再度の家庭訪問

ここで再度、家庭訪問をしてみました。K君が友達と遊べるようになったことなどを報告し、家庭での状況をたずねました。すると、Kの兄（事故死した）の写真の前には、おもちゃの熊やカス

テラなどが供えてあり、母親はKをひざに抱きながら「今日はお兄ちゃんの命日んですよ。お兄ちゃんはカステラが大好きでね、あの熊を抱いて毎晩寝たんですよ。とてもお利口で、ききわけがよくてね、わたしがちょっと油断しなければ……、もう小学校へ行っていたのに……かわいそうに……。」と泣き出していました。両親のK君に対する感情のなかに亡くした長男との比較が無意識のうちに残っていて、反面、長男に対する罪障感の代償としてK君を溺愛しているような点がありました。

そこで、Kの健康な成長のためには、母親のもつ長男への罪障感のはけ口をつくってあげる必要を感じました。保育士たちが相談した結果、とくにKのいないところでお母さんとゆっくり話すことができないかと考え、忙しい保育時間中をさして週1回、昼の間に家庭訪問をすることにしました。(お母さんはパートタイマーなので、3時以降自宅にいた) この計画はもともと人手不足のなかを昼間でかけるので3回しか続かなかったが、かなり母親に対するカウンセリングの効果をもたらしたようです。はじめの2回は、亡くした長男の話にふれると、泣きはじめるのであったが、3回目には「でもこのごろKが元気になり、言葉もしゃべれるようになって本当に良かったと思います。」と話しました。Kについての保育方針など、話し合い、昼の訪問は打ち切りました。

現在のK君は、いくらか年齢のわりに言動が幼い程度で、さほど他児とかわりなく、健康に育っています。

#### (解説)

一日中 トラックの助手席に乗せられている日が多かったという特殊な生育歴と上の子どもを事故で亡くしたことからの罪障感およびそれから生ずる過保護などによって、子ども自身が他とのコミュニケーションが極度に少ない状況で育ったケースである。このような事例は、保育所での単

純な生活指導だけでは解決せず、家庭へのケースワーク的な働きかけをともなって初めて効果を示す。そしてまた、このような総合的な働きかけや援助は、専門のケースワーカーによるよりも、かえって保育所の保育士をはじめとする職員の手で行われる方が適切な面もある。保育者の行う「ケースワーク的働きかけ」の意義もここに見出せると言える。

#### (事例) 知的障害児施設におけるケースワーク的展開の実際

H男(10歳)は、児童相談所から措置されて知的障害児施設へ入所してきました。

施設での生活では閉鎖的に孤立していて、ときには同室の児童や保育士に反抗的態度を示します。集団での活動はできず一人でふらふらと歩き回っているだけで身辺的自立も十分にできていません。

H男は父28歳、母25歳のとき出生。胎生期、母に疾病や異常はなく満期分娩で初産でした。H男の首がすわるのが遅く、歩行開始も1歳半すぎてからでした。いろいろな病院で診てもらったり、マッサージなどをしていましたが、その後、医師に知的障害と診断されました。

家庭は使用者が3人ほどいる電機器具の販売店を営んでいます。両親は、一人っ子のH男を大変かわいがっていますが、昼間は仕事が忙しく、その間は祖母がH男の面倒をみていました。しかし、祖母もH男が成長するに伴い、手に負えなくなってきたり、医師の強い勧めなどもあって知的障害児施設へ入所させることになりました。しかし、父母はなかなか施設へ入所させる決心がつかず、「子どものために入所させたほうが良い。」という周囲の助言でしぶしぶ納得したようでした。このような環境のなかで育てられたH男は、依存性が強く、自立性に欠ける点が目立ちました。

#### (A) 指導の計画

施設におけるケースワーク的指導は当然この施設の指導目標にそって展開されていくわけですが、日常生活において具体的、基本的な生活問題を解決し、処理するために必要な知識、能力、態度を発達させることは知的障害児の指導においてきわめて重要なことです。その指導計画をたてる前にH男の問題をさらに詳しく整理してみると、以下のように分類することができました。

①生活に必要な基本的技能（たとえば洗面、着脱衣、食事など）や基本的習慣（たとえば、他人に迷惑をかけない、約束を守ることなど）が確立していない。

②一日の暮らしに、はっきりとした目標がない。  
つまり、その場その場で衝動的に行動している。

③集団参加や集団内の行動がうまくできない。

④対人関係、性格については幼稚で感情の変化が激しく不安定である。

⑤友人に关心がうすく、親切、礼儀、協同といった道徳的心情に劣る

といったような知的障害児の全般的な特性を備えたケースであることがわかりました。H男が生活上必要な問題を当面なるべく早い時期に解決しなければならないこととして以上のことから、H男の指導計画を次の2点におくことにしました。

①身辺生活の確立と処理

②集団生活への参加と社会生活の理解

#### (B) 指導計画の展開

①身辺生活の確立と処理の時期

具体的目標は次のことが考えられました。

イ、自らの力ですぐに身辺のことがらを処理しようとする意欲や態度をもつようになること。  
ロ、健康で明るい生活をおくるために必要な基本的習慣や態度を身につけ、健康を維持すること。

ハ、日常生活において相手に意思を話すことができ、また、相手のいうこともだいたい間違いなく聞き取ることができるようになること。

ある寒い朝、H男がパンツとズボンを両手にぶら下げて廊下に立っていました。トイレから出てきたところのようです。

保育士が身支度してくれるのを待っている様子で保育士の方をみました。H男は一人ではける能力は十分あるのです。しかも入所してから3ヶ月が過ぎようとしています。保育士が近づいていきH男の前に立ったままたずねました。「H君どうしたの。パンツはかないと寒いでしょ。」H男は沈黙したまま目をそらしました。次に保育士は、H男の前に両膝をついて「H君」と大きな声で呼ぶとH男は、自分の目の前の保育士の顔に一瞬どきつとしたようでしたが、保育士をみつめる目が入所当初のような警戒の色がないことを発見しました。そこで、保育士は、H男の肩に手を置き、一気に今朝はH男に自分でパンツとズボンをはかせようと決心しました。保育士はつとめて明るい声で、しかし毅然とした調子で「さあ、パンツはけるでしょ。」と言った。H男はその保育士の態度に観念したように、手に持っていたパンツとズボンを床の上に置きました。「さあ、パンツからよ。」と簡単なことばで指示をしながら保育士はそれらを手にふれずに見ていました。H男は脱いだままになっているパンツを拾い上げました。裏返しになつたままでした。しばらく沈黙が続きましたが、保育士はじっと辛抱しました。頃合いをみて保育士が、「こっちの足からよ。」と軽く右足に触れてあげると裏返しになつたままのパンツのなかにその右足を通しました。「H君、はけたね、えらい、えらい。」保育士がすかさずほめました。「さあ、今度はこっちの足よ。」と左足に触れてあげて同じ動作を繰り返させました。また、「H君できたね、ほら両方ともはけたね、えらい、えらい。」と激励します。「さあ、今度はズボンよ。」こういった訓練がしばらく続いた後、保育士が直接手をかけなくとも、そばにいるだけで着脱衣は自分で行うようになりました。それと同時期に洗面や食事などといった基本的技能も徐々に確立していくように

なりました。

このH男のパンツをはかせることから、一連の身辺自立への契機をつかんだ成功の理由は、入所後3ヶ月が経過しようとしており、H男に精神的、身体的ディニスができていたことと、保育士の指導のタイミングが適切であり、保育士とH男とのラポートもわずかではありますが、できていたことなどが考えられます。身辺生活の自立や訓練や指導を行う場合、一つの主要な段階は子どものレディネスに基づく決定であり、そのレディネスに対する判断を誤らないことです。また、着脱衣などの基本的技能は、社会生活を営むうえにおいて最も基本的なものです。繰り返し根気よく指導し、身につけさせることが大切です。

## ②集団生活への参加と社会生活の理解の時期

H男は、しだいに活動も活発になってきましたが、集団への参加や集団での行動がうまくできません。そこでH男に生活のなかでの仕事と役割を与えることにしました。食事係として、食事の後片づけをさせることにしましたが、それには2つの目的がありました。1つはまだ身辺自立が十分確立していないH男に食事ということを通してその確立をめざすことですが、それは例えば、食事前に手洗いをする、食前食後のあいさつをする、こぼしたものは自分で始末する、食べ残さないなどです。もう1つは、集団生活への参加と仲間を意識・理解することです。例えば決められた仕事や言われた仕事ができる、皆のために自分が働いていることを理解する、働くことに喜びを感じる、自分のものと他人のものを区別できる、きちんと片づけたり整理したりすることができるなどのことです。

ある日のこと、だれかが飲み残した牛乳が瓶のそこに光っていました。保育士は後片づけをしているH男に「この牛乳をそこの空き缶にあけてちょうだい。」と声をかけました。H男は保育士の指示通りやったあと、「これも入れるのか」とわずかに底に残っていた牛乳をつぎつぎと持ってき

て、1滴、2滴と開け始めました。しばらくしてH男は、わずかではありますが瓶から集めた牛乳を持って保育士のところへやってきました。「H男君そんなにあったの? どうしようか。」と保育士が言うと、「先生、僕、犬にやるよ」「犬?ああ食堂のおばさんのところのね。いいわね。」と保育士が言い終わるや否や、H男は牛乳の入った缶をもって走っていました。そんな作業が断続的におよそ2ヶ月行われたある日、炊事場のおばさんが保育士につぎのようなできごとを報告してきました。

「あの日以来、H男君が牛乳瓶を片づけながらその底に残ったほんのわずかな牛乳を1滴、2滴と1本の牛乳瓶に集めているんですよ。そしてそれが牛乳瓶にたまるとその牛乳を犬に与えているんですよ。」と。続けて「H男君がそんなにもやさしいおもいやりのある子だということをどうしても報告しなければと思いまして。」と涙さえ浮かべて語りました。

保育士もその話を聞いて、犬に牛乳を与えていた、いじらしいH男の姿を思いながら高鳴る胸を押さえて同僚に報告しました。それは指導が功を奏した喜びと同時に、ものを大切にし、命をいとおしむ人間のすばらしさを確認した感動の喜びでもありました。

以後、H男の反抗的態度もなくなり、発達していくテンポが急激に速まっていって、集団への参加も徐々にできるようになり、グループでの散歩も以前のように一人だけで勝手なところへ行くというようなことも無くなつたと報告されています。

### (解説)

H男の食事の後片づけという作業が良い「動機づけ」となり、良い結果が出たと推測される。

知的障害児は、その発達上の傷害を受けているために一般的に興味に乏しく、また、指導に対する反応はきわめてゆっくりである。興味づけは、

指導されることによって、愉快であり、疲れず、工夫を加えながら作業ができるようにされなければならない。また、この動機づけは「ある人にとっては、興味を起こさせたり、動機づけになつても、他の人には何らの影響を及ぼさず、むしろ否定的なものとなる」こともあるので、何がその子どもにとってもっとも有効であるかを発見しなければならない。究極の目的は子どもの人格の正しい育成への援助をすることであり、それは子どもを中心として、個性を尊重し、子どもの人格を尊びながら行われるべきものだからである。

ここで集団生活への参加と社会生活の理解の時期の具体的目標として次のことが考えられた。

イ、お互いの立場を認め尊び合って、楽しく明るい生活をおくるようにすること。

ロ、生活のきまりを知り、それを守るようにすること。

ハ、正邪、善惡の区別を知り、生命を大切にして、他人に迷惑をかけないようにすること。

ニ、責任感を高めて、自分の役割を果たしていくようにすること。

繰り返すが、このH男のケースは、指導のねらいがうまくあたって成功した例である。実際には、現場でさまざまな問題に直面しながら、ケースワークが展開されていくことが多い。しかし、子どもに誤った指導はしてはならない。誤った指導の結果を正しく訂正することは、正しい指導をすることよりはるかに困難で、並の努力ではできない。また、子どもの人格形成にとってそれは、とり返しのきかないことも少なくないからである。その意味でも、ケースワーカーは、専門的知識と技能が要求されるのである。ケースワーク的観点にたった保育士としての留意していきたい点を述べると、

①まず、保育士と子どもとの人間関係である。保育士と子どもとの間にできる対人関係は、個人的なものでないことはいうまでもない。保育士に

よって意識的に統制され、操作される特殊な対人関係であり、ある意味では一方的な関係でもある。こういった意味からも、保育士と子どもが信頼的な対人関係でなければならない。保育士が子どもに信頼されなくて、なんで良い指導ができるのか。信頼関係を築く上で大切なことは、第一に知的障害児でも一人の対等な人間として尊重するということであり、第二に保育士をはじめ、職員がそのことに対して絶えず自己反省することである。このような信頼的対人関係と適当な愛情のなかで、安定が充足され、よりよい人格が形成されていくのです。

ケースワーク的働きかけは、知的障害児の遅滞している能力、感情、意志などを奮い立たせ、その児童にとってもっとも良い道を見出し、その方向に押し出してあげる援助力である。

知的障害児が一人の人間として社会に適応し、働きながら生きる喜びを感じるようになるまで高めていくことである。

③第二に、子どもの教育や指導は、保育士や職員だけの力では十分できるとはいえない。施設をとりまく社会のいろいろな協力があってこそ、はじめてそれはなされる。

とくに、もっと身近な父母や家族の協力は欠かすことができない。

④第三に、子どもが生き生きと施設で生活するためには、まず身近な保育士が生き生きと子どもと接することである。もちろん、保育士が生き生きと労働するためには、それなりの条件が整備されることは当然だが、それに加えてどういう子どもに育てるかといった生き甲斐につながる指導目標をもつことだということである。

最後にこの事例では、十分に触れることができなかったが、一般に収容施設に入所するということには大変抵抗があるようである。H男君の両親も例外ではなかった。そこでこのことについて少し触れると、まず、一般に施設は、家庭と違って十分愛情をかけてくれないのでないかという心

配を親はもっているということであり、それゆえに施設と家庭は十分に理解し合わなければならぬということ。また、心情的にはよく理解できるのだが、不幸な子どもほど親は溺愛して精神的な離乳がいつまでたってもできない場合が多くある。これは親の愛情が子どもの自立する力を弱め、施設での指導効果を歪めたものにしてしまいかがである。施設と家庭が緊密な連絡をとるということを徹底するのも保育士の大切な仕事と言える。

## 2) 児童虐待の問題

(事例) 児童虐待、遠い解決。親の指導、手が回らズ

—平成13年11月20日の新聞記事より—

平成13年1月、Sちゃん（当時3歳）は父親（29歳；傷害致死罪で懲役5年確定）に暴行を受け死亡した。

虐待は以前から続いており、埼玉県K市の児童相談所は、昨年9月から10月にかけて1ヶ月半、Sちゃんを一時保護した。

父親は「大変なことをしてしまった。一からやり直したい。」と虐待を認め、月1回、児童相談所に通って指導を受け、定期的な家庭訪問も受け入れる——という条件でSちゃんは家庭に戻された。11月と12月、父親は児童相談所を訪れ、「今はだいぶなついてきた。」と話していた。

しかし、実際には家庭に戻って間もなく、父親の暴行は再発していた。「父親の指導では気配を察知できなかった。」とK市児童相談所長は悔やむ。同相談所には今春、非常勤の精神科医が一人増員された。これまで虐待された子どもの心理ケアで精一杯で、対応しきれなかった親の心のケアについて専門に対応するという。

また、平成13年10月、母親（25歳）が傷害致死罪で逮捕、起訴された東京都R市の事件でも担当の児童相談所は虐待を把握していた。平成12年7

月に死亡したMちゃん（当時1歳7ヶ月）は、同年1月から3月まで、乳児院に入所。その間、母親は乳児院に通い、指導を受けていた。母親は「しつけだった」と言い訳し、児童相談所では、育児疲れとみて、母親の負担を軽減させるため、保育所への入所を条件にMちゃんを家庭に戻すことを認めた。だが、その後も虐待は続いた。都の関係者は、「指導は育児援助の範囲。なぜ虐待するのか」という本質的な部分はグレーのままで終わっていた。」と認める。

(解説)

児童虐待防止法が施行されてから1年、厚生労働省のまとめでは、施行後1年間で児童虐待による死者は36人にも上り、そのうち児童相談所が把握しながら事件を防げなかった事例は8件あった。虐待相談が激増するなか、初期対応に追われ、再発防止に欠かせない「親の指導」にもなかなか手が回らないのが現状で、同省では保護者の指導プログラム作りに乗り出している。

児童虐待防止法は、虐待を見つけた人に速やかに通告する義務を定め、子どもを虐待した親については児童相談所などの指導を受けることを義務づけている。平成12年度中に全国の児童相談所174カ所が対応した相談件数は前年度の約1.5倍にあたる約17,700件に上った。

## 3) 外国人家庭の子どもの就学問題

(事例) 多くの外国人が住むC市の就学の現状

北関東に位置するC市は、人口約15万人の中都市ですが、外国人居住者が、7,600余名おり、そのうちブラジル人が、3,700余名住んでいます。

日本の義務教育年齢に相当する、ブラジル人の子どもは約400人弱おり、公立の小・中学校に通う児童が約160名、私立のブラジル人学校に通う児童が約90名で、残りの約150名弱は、未就学と推測さ

れ、この部分が課題となります。

就学の窓口は教育委員会ですが、市に国際交流係があり、外国人の相談等を行っています。公立の普通の小・中学校に通うブラジル人児童が一番多いのですが、ここでは子どもたちの言葉の壁を考慮して週に1、2時間（学校によってはもっと多いところもある）「外国人指導教室」を開いて日本語に適応するまで、母国語（ポルトガル語）で子どもの指導にあたっています。また、C市内には私立のブラジル人学校が2校あるのですが、私立ということで授業料がかかり、経済的に行きたくても行けない家庭が出てきます。

平成13年9月4日の新聞には、このC市の市長が、児童生徒未就学問題で「ブラジル人学校の開設を検討する」と以下の通り述べています。

『ブラジル人の児童・生徒の未就学問題で、C市の市長は、日本の小中学校の義務教育課程終了と同等の証書が手渡せる同市立のブラジル人学校を市内に開設することを検討していることを明らかにした。（平成13年）10月19日にC市やC市の近隣のD町など全国13市町村が参加して開かれる「外国人集住都市会議」で提案する。

C市とD町では、7—15歳のブラジル人で未就学の児童生徒が合わせて260人もおり、C市の市長は「日本の義務教育レベルの教育を受け、社会に送り出すのが責務」として、C市は市立学校または、その分校などの設立を検討中だ。授業料は無料で、ポルトガル語と日本語の両方で教え、日本の義務教育課程修了と同等の資格を与えたいためで、国や県、D町とも協議している。将来的に職業訓練校も併設したい考えだ。

一方、D町では町内のNPO（非営利組織）がブラジル人教室開設を目指して準備を進めているが、D町々長は、「学校を整備しても児童生徒が登校してくるかが不透明で、NPOの教室開設の自助努力を見守っていきたい。」と慎重な姿勢を示した。』

#### （解説）

外国人の人であっても子どもの「義務教育期間」とその前後は大切な成長の時期であり、知識の習得だけでなく、集団生活や社会自立のための学習期間とすると、この間に無償の受け皿がなく、在宅等で教育を受けられないことは子どもにとって取り返しのつかない大きなマイナスとなる。

このC市をはじめとする「外国人集住都市」は、この問題を重視して、協議し良い方向に向けようとしている。これが国際的な人道的立場に立った援助であり、海外においては、日本人の子どもが地域の援助をうけている例もある。

### ま と め

今回の事例はもちろん実話であるが、授業をよりわかりやすくするために多少誇張された部分もあるように思う。今回の事例の中で、「児童虐待の問題」、「我が子が自閉症と診断された母親の苦悩」、「多くの外国人が住むC市の就学の現状」は、私の経験や調査からのオリジナル資料であり、すべて事実である。

保育士が活躍する場は保育所だけとは限らないが、大体は児童福祉施設・託児所・知的障害者施設という範囲に限られるので、その職員がかかわる仕事（援助技術）の事例を詳しく丁寧に学生に伝え、考えさせることが第一である。事例の内容はやはり、「心に残る（インパクトのある）もの」が良いが、そういう事例を導入に日常的な事例を与えていくのが良いと考える。一見「大したことなさそうな困ったこと」でも放っておくと「重大なこと」になると言うことを理解させたい。事例を読んだあとは、必ず相関図を書かせ、人間関係をきちんと把握させた上で、問題点を明確にし、援助のための社会資源を当てはめていく。実際の保育の現場では担任保育士は、その子どもや家庭の「担当」ではあるが、主任や園長と責任を分け合っているので、個人プレーは許されず、他の社会資源との連携も含めて、常に上司と相談、報告

しながら進めていかなくてはならない。

卒業後すぐに保育者となる学生に対して、理論も大切だが実際の社会での常識も保育実習や施設実習での経験も思い出させながら自然と身につけていけるよう指導していきたい。

最後に、私は「社会福祉援助技術」の授業で「実体験」として、車椅子体験・目隠し歩行・高齢者体験・手話・点字といわゆる福祉の定番の内容に加え、さまざまな障害児の成長のドキュメントビデオを放映して、福祉・医療・家庭との連携の必要性を強調しているが、このことも「ケースワーク」の理解に大変役に立っていると思っている。

福祉の体験は高校までに行っていることが意外に

少なく、学生に好評のようである。

### 【参考・引用文献】

- ・松本峰雄編『新版 子どもの養護』建帛社 2001年
- ・根本博司、佐藤豊道編『社会福祉援助技術』建帛社 2000年
- ・小林育子、小館静枝編『保育者のための相談・援助技術』萌文書林 1999年
- ・吉田宏岳、田中未来、宇治谷義雄編『実践としての社会福祉』川島書店 1986年
- ・広辞苑 岩波書店 1998年
- ・読売新聞、2001年9月4日、2001年11月20日

(2002年9月27日 受理)

# A Case Study of Social Case Work ( I ): How to Apply to a Seminar of “Social Work”

Takashi Takada

## Abstract

A case of case work that a training school course of welfare bring up mainly the basis of “Biestek’s seven principles” and comment on.

The basis of learning, a training school course for certified social worker and a training school course for nurse are same. But detailed contents are different. Because a nurse in charge is different from another work of welfare.

This time, it consider a case from various angles that a seminar of “social work” in a training school course for nurse that purpose of get a license as a nurse.